



日本共産党区議会議員
こんにちは
伊藤和彦です

自宅 足立区花畑6-7-23
足立区役所 電話3880-5111 (内線4650~4654)
日本共産党区議団 直通3880-5770

<http://www5.familie.ne.jp/~k-itou/index.html>

足立の文化行政 これほど行き当たり ばったりでいいので しょうか?



区がつくった「足立」コミュニティアーツ わずか6年で撤退・解散の方向打ち出す

一〇一〇を運営する区の第三セクター

足立区は、のほろ、区立劇場「シアター

「(株)足立コミュニティアーツ」について、「区として経営から撤退すべき」「会社を解散・清算する」「今年度内に決着をつける」という「検討部会」の報告を明らかにしました。

「健全経営で黒字」の運営会社

「(株)足立コミュニティアーツ」は、足立区立の文化芸術劇場「シアター一〇一〇(千住)三丁目・丸井のあるビル内」を管理運営する株式会社です。

当初は経営経費として、区が年間五億円支出する「フリー」をスタートしました。それだけでは足りない区が、貸付をしたり、別枠の「事務手数料」を払ったりしました。乱脈経営もあり、「赤字経営」で、議会でも問題になりました。

しかし現在は経営改善が図られ、今では年間二億五千万円と、かつての半分の委託費で運営しています。しかも現地を視察しましたが、少ない社員で専門性を生かし、熱意をもって取り組んでいる様子を感じられました。

第3回定例議会が9月22日から始まります。

決算委員会などが行われ10月24日までの33日間です。

●日本共産党の代表質問

9月24日(水) 午後1時

大島よしえ議員(区民アンケートに示された区民の暮らしを守るため区長の政治姿勢追及、原油高騰・物価高から区民を守る緊急施策、来年度予算編成についてなど質問します)

●9月25日(木) 午後1時半頃

一般質問 針谷みきお議員(第4期介護保険事業計画の策定にむけて足立区の実態から介護保険を改善するため具体的な提案を行い区の姿勢を質問します)

議会傍聴にお出かけください。くわしくは日本共産党足立区議団 電話3880-5770まで

生活相談・法律相談

お気軽にお電話ください

相談は無料です

法律相談は弁護士をご紹介します

日本共産党足立区議団

伊藤和彦

3880-5770

2面・裏につづく

第三セクター

政府や自治体(第一セクター)と、民間(第二セクター)とが、共同出資して設立する経営組織体をいう。地方公社とも呼んでいる。1991年の地方自治法改定によって、自治体は公の施設の管理を第三セクターに委託できるようになった。

さらに、2003年9月からの指定管理者制度の導入により、たとえば足立コミュニティアーツは、指定管理者の指定を受けてシアター1010の管理運営にあたっている。

経営改善し本来の機能を発揮し始めたところ

足立区文化芸術劇場は、文化発信の拠点として2004年4月オープン。その劇場を運営するコミュニティアーツ

ツは、内容も文化の発信拠点にふさわしい企画・製作の自主公演を打ち、仮称「劇団あだち」の創設にも乗り出して、いよいよ「舞台芸術の創造および人材の育成」「地域文化の形成(足立区文化芸術劇場条例)」という本来の機能と役割を發揮しつつあります。

関東高校生演劇フェスティバルの開催会場に

昨年からは関東高校生演劇フェスティバルの会場にもなるなど、この間の改善努力が実をつけています。

そして、三月の議会に近藤区長から次の5年間の管理運営もコミュニティアーツを指定してほしいという議案が提出され、全会一致で可決されました。

こうして、足立コミュニティアーツは客観的な評価でも最優秀企業とされ、議会からも全会一致で承認がされたばかりなのですが、七月三十一日、読売新聞に「劇場経営撤退(3セク解散)」と報道、コミュニティアーツの社員も新聞で知ったという乱暴です。

まだ決定ではない

しかし「劇場運営からの撤退」「会社は解散」という話は、区の「検討部会」の結論にすぎません。

足立の文化行政を

どう発展させるのか
今後「専門部会」「推進委員会」の検討を経て区が意思決定。さら

に株主総会と区議会の議決も必要であり、まだきまった話ではありません。

シアター1010がコミュニティ・アーツのもとで文化の形成、発信の拠点として発展しつつある今、これを撤退させて区はどう文化行政を進めようとしているのか...あまりにも無責任な、行き当たりばったりの区姿勢を厳しく追及していく必要があります。

ご存知ですか?



再来年4月~全家庭に火災報知機設置の義務付け

高齢者・障害者には補助があります

| | 高齢者 | 障がい者 |
|-------|---|--|
| 対象者 | 65歳以上の方で①または②に該当する方 ①ひとり暮らし ②高齢者のみ世帯 | 身体障害者手帳・愛の手帳・障害者保健手帳のいずれかをお持ちの方で①~③に該当する方①ひとり暮らし ②障がい者のみ世帯③障がい者と高齢者のみ世帯 |
| 自己負担額 | 650円(世帯の所得により減免があります。非課税世帯や生活保護世帯は無料です。) | |
| 必要書類 | ◎介護保険証 ◎本人の印鑑(朱肉をつけるもの) ◎機器設置承諾書(賃貸住宅に在住の方) | ◎身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか ◎本人の印鑑(朱肉をつけるもの) ◎機器設置承諾書(賃貸住宅に在住の方) |
| 申請窓口 | ●各地域包括支援センター ●各福祉事務所の総合相談窓口 ●高齢サービス課在宅支援係 3880-5257 | ●各福祉事務所の総合相談窓口 ●高齢サービス課在宅支援係(区役所中央館3階) 3880-5257 |

※都営・区営・公団住宅などの公的住宅にお住まいの方は除きます。その他、支給制限がありますので詳しくはお問合せください。

います。申込数が少なかつたことで「介護度」の要件は取り除きました。対象になっている人は、お知らせが届いていなくとも申し込みできます。

高齢者・障がい者の住宅以外は、
新築住宅に住宅用火災報知器の設置を義務付けていますが、平成22年4月1日からは、既存住宅の関係者も住宅用火災報知器の設置が義務付けられます。

●給付される住宅用火災報知器はどういうものですか。

◎火災を煙で感知し、「ビューービューー」火事です。火事です。」という声でお知らせします。(日本消防検定会の鑑定品、NSマーク付き)

●家の中のどこにつけるのですか。

◎居室または居間、階段のうち1ヶ所につけます。

詳しくはお気軽にご相談ください。

東京都火災予防条例の改正により、平成22年4月1日から今お住まいの住宅の居室、階段、台所すべて(トイレや浴室は含まれない)に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。

足立区では今年2月に高齢者で、要介護1以上の人を対象に、「高齢者や障がい者の方へ、一世帯につき一台に限り給付設置」(対象者、お金がかかるか等は別紙一覧表を参照してください)7000人にお知らせを送りました。現在、申込みは3700台ほどになって

TEL 3880-5257
高齢サービス課在宅支援係